伝教大師最澄の上宮廟誓願詩について

牛　場　真　玄

一

「伝述一心戒文」〔以下「戒文」〕は、『叡山大師伝』と竝んで、最澄及び初期叡山教団の動静を探る上に必要書とされ、また聖徳太子の南岳慧思後身説を唱える『東征伝』に次ぐ古くかつ重要な文献として注目されて来た。そしてそれは光定（七八〇～八五八）の親撰と見なされてもきた。けれども、その成立について、すでにある疑問を抱いている筆者は、その中での最澄の詩についても、またこれを問題視しないわけにはいかぬ。以下その概要を述べて大方の批判を仰ぎたい。まず当面の問題点を挙げてみると

一　「伝灯大法師〔位〕最澄大禅師」の訓み方について。

二　「興福寺沙門最澄」ということについて。

三　大師が弘仁七年、上宮廟へ献じた、という詩について。

四　光定が四度四天王寺の夏安居で、法華経などを講じたということについて。

五　嵯峨天皇がそれに和韻せられた、最澄の同天皇へ上つた「奉献詩」について。

六　最澄の奉つた「奉献詩」と、戒文に云う「誓願詩」との関係について。

などであるが、以下(二)を除く他について略説し、まず「誓願詩」とその序とを挙げてみよう。すなわち

前入唐天台法華宗の伝燈大法師、最澄大禅師、弘仁七年四天王寺の上宮廟に入り、法華宗を伝えんことを求がうの詩〔の序〕に云わく：今我が法華の聖徳太子は、即わち是れ南岳思禅師の後身なり。鹿戸に生を託して四国を吸引し、持経を大唐に請い、妙法を日域に興こし、等しく鐸を天台に振いてその法味を相承す。日本の玄孫、興福寺の沙門最澄愚なりと雖も、我が仏の教をば弘めんとす。渇仰の心に任えず。謹んで一首を奉る、ていれば、かの先師の一首に云わく：

海内求縁力　海の内に縁力を求め

帰心聖徳宮　心を聖徳の宮に帰す
我今弘妙法　我れ今妙法をば弘め
師教令無窮　師教をして無窮ならしめん
雨樹随春別　雨樹は春に随いて別かれ
三卉応節同　三卉は節に応じて同じうす
願惟円教使　願わくはこの円の教えをして
加護助興隆　護助を加えて興隆せしめたまえ

というのである。この詩序の中で、「弘仁七年」という紀年を用いながら、ただ七年とのみ記して月日を録していないことは、その他の必要な場合には丹念に月日を記入し、それに対応する干支をも忘れないのと対蹠的である。大師[3]伝によると、最澄は弘仁六年の秋八月、大安寺の塔中院での法華の講讃を了えるや上・下毛の地方に巡錫している。明記を欠くが恐らく、同年の八月下旬から九月上旬に亘つての期間と見られる。場所も明[4]記されてはいないが、上野・下野の某処にそれぞれ多宝塔一基を建立し、塔毎に法華経一千部八千巻を奉安し、毎日塔下で法華を長講、長転した、ように記されている。がそれは果たして実現しえたであろうか、おそらくは不可能であつたであろう、と考えられる。何故なれば、戒文によると、弘仁七年、大師の四天王寺の太子廟への詠進詩は、夏安居（四・五・六・七）中のものと見れば、七年の三月か四月の始めには、東国の旅から叡山へ帰つておらねばならぬ。とすると、両国での滞在期間は恐らく、六年の八月か九月上旬から七年の三月末頃までの約八ヶ月間であつたはずである。当時の都鄙間の文化程度の懸絶や、地方などでの大師周囲の経済上の裏附などを考慮すると、半年余りの短日月の間にこのような大事業が完成[5]された、とは到底考えられない。すると大師伝のこの記事は、再[6]検討を要することとなろう。

次ぎにこの詩の序文の始めに、「前入唐……」の記名にも疑問がもたれる。すなわち、「伝灯大法師最澄大禅師」とある点で、これには両様の解釈が可能である。一は「灯を伝える大法師の最澄大禅師」であり、二は「伝灯大法師（「位」字を省略と見る）としての最澄大禅師」である。一には問題が残る、というのは、法師は各宗共通の僧の都称であり、禅師は禅僧の尊称である、それは自語相違の矛盾であり、意味をなさないからである。それを二の意味に取つても、熟しない字句ではあるが、強いて意味づけを試み、「大禅師」に重心を置けば、最澄は大法師位に在ると同時に、大禅師でもあることを認めざるをえないであろう。このことを認めさせる上の技巧的な布石とも見られもするが、一の解釈よりも妥当性がある、と云えよう。そうであるならば、最澄が大法師位に補せられたのは、弘仁十[7]三年（八一二）の三月で、弘仁七年にはまだ大法師位には昇つてはいない。従つて、そうした矛盾の暴露を恐れて、このようなヌエ的な表現を敢てした、と筆者

には推量せられる。もしそうだとすれば、そこにも作者の作為性が働いていることは否めない。その結果がこのような不得要領な表出となつたのであろう、と考えざるをえない。このことは下にも指摘するように、光定なる（戒文の著者としての）人物の架空性を示すとする見方とも、関連するとも云いえよう。何故なれば、当時第一流の文人でも在した嵯峨天皇のご愛顧[8]を蒙むり、桓武天皇のご帰依をも辱うし、大師の信[9]任も厚かつた光定が、このように事実を扮飾し、読者を偽瞞し、少なくともその解釈に苦しませるような文章を書く筈がないからである。そのつぎに、このいわゆる誓願詩が史実であるならば、漠然としてただ弘仁七年とのみ記したのは、それ自身が不自然である。というのは、戒文の中で、（実在の光定を装った覆面の）光定が、しばしば好んでそれらの年[10]号と日に対する干支をも併[11]記している。それよりも更に大師は勿論、叡山教団自身に取つても、より重要な契機となつたはずの誓願詩（故意に大師の奉献詩とを混同させることによつて奉献詩を誓願詩への置き替えを意図している）の詠進をば、ただ弘仁七年（弘仁は元～一四年）とのみ記録して、月日と日の干支とを逸しているのは、甚だ了解に苦しむ所であるからである。

二

戒文の中には光定の詠詩が四首録されているが、今はその中の二首の序を引くに止めておく。ここでは詩そのものよりも、その日附がより重要だからでもある。すなわち、その一は「于時天長二年乙巳……」の日附を持つ四〇九字の長序を附した七[12]言古詩であり、その二はすなわち「天長十癸丑之歳……」の日附を有する「題二聖徳皇太子古迹一」と題する五[13]言古詩の、二三一字の長序を有するものである。戒文によれば

弘仁七年より天長二年に至る九個年に在りて、伝法の符法隆寺・天王寺に到る。先師の誓願詩、感応の験し有り……三たび四天王寺に夏居し、上宮廟に奉る法華を開説する〔詩〕一首竝びに小序

とあり、前者の序によつて、弘仁七年から天長二年までの九ケ年の間に三度と、天長十年に一度と前後併せて四回、光定は四天王寺の安居の講師を勤たこととなつている。ところが、光定の「行状」には「天長……勅により師をして僧首に居かしめ、初めて天王寺の（夏安居）の講師に充つることを許さしむ」とある。初めてとある以上は、戒文に云う所の天長二年までに三回の講経は、怪しくなつて来る。また「行状」には、「天長五年伝灯法師位に任ぜられ、十年法隆寺の講席に昇る」ともある。しかるに戒文によれば、天長十年に光定は、四度目の四天王寺の夏安居の講師として出仕し（たことになつて）ている。同じ年の同じ期に、一人で両者の講師を兼ねることは不可能であろう。いずれがより史実に近かいかとなれば、筆者は戒文よりも行状を採[14]らざるをえない。

この法隆寺と四天王寺との夏安居における法華・金光明の講経は、興福寺の維摩会、薬師寺の最勝会や、宮中における御斎会（金光明会）のそれのごとく、一生一度の晴れの発表の場であり、度々出仕すべき性質のものではなかつた。従つて、光定が四度までもその任を果たした、ということは当時の制度[16]の上からも、光定の人柄から推しても、そういうことは、有り得なかつた、と考えられる。

さらに、大師の太子への献詩をば、光定は「誓願詩」と名づけ、自らの詠詩をも、「上宮廟へ奉る詩」として掲げていることは前述のとおりである。こうした伏線的な措置によつて、いわゆる大師の誓願詩が、最澄の天皇への「奉献詩」なることの暗示的な認識を与え、その観念的類似と名称の相似性とを利用して、その誓願詩がやがて天皇の最澄への和韻詩、即わち「答二最澄奉献詩一」の原詩、最澄の「奉献詩」なるかの如き錯覚をば、読者に対して与えるべく努めているかのようである。けれども、これは（覆面の）光定が試みた虚構であり、作為であろうことを示唆するものである。何故なれば、戒文にいう大師の誓願詩なるものは、五言律詩であり、押韻は「一東韻」である。しかるに、最澄の「奉献詩」への天皇の和韻詩は、五言古詩、二十韻の詩で、押韻も「十灰」の韻である。したがつて、大師の天皇への奉献詩の詩型も、天皇の和韻の御製と同じで、押韻も「灰」の韻中で、和韻詩の韻字と同字韻を押してあつたはずである。従つてまた、最澄の上宮廟への誓願詩（前出）は、天皇へ奉つた「奉献詩」ではありえない。このように、戒文には作為や創作が他にも多く見られ、それは実在の光定の作とは考えがたい節が少なくない。これらについては注の17を参照せられたい。

1 「南都仏教」第二六号の拙考を参照。
2 諸本には「国教」「とあるが、金沢文庫本には「円教」とあり、平仄の上からも円字が妥当するので、そのように改めた。
3 旧版大師全集・別巻・通頁・22・9行～23・4行。
4 注3に同じ。
5・6 『伝教大師研究』中の拙考参照。
7 朝日新聞社版三代実録・巻八・貞観六年三月廿七日の条に、「贈二大僧正伝灯大法師位空海、延暦寺座主伝灯大法師位最澄、並法印大和上位一」とある。
8 嵯峨天皇御筆の光定への戒牒は延暦寺に蔵せられ、天皇和韻の御製は、古典全集本・文華秀麗集・91頁に見える。
9 文徳実録・巻第十・天安二年八月十日の条参照。
10 日蔵本・天顕疏二・一心戒文・通頁459・上段参照。
11 旧版大師全集・別巻・一心戒文・通頁439・上段参照。
12 注10に同じ。
13 注11に同じ。
14 文徳実録の「略伝」及び嵯峨天皇の光定への和韻詩などによつて、戒文よりも行状は、史実に近いと、考えられる。
15 国史大系本・日本紀略・承和六年十二月十五日の条に「於二大極殿一講二最勝王経一……凡毎年十月興福寺維摩会、屈下諸宗僧学業優長果二五階一者上為二講師一、明年正月大極殿御斉会以二此僧一為二講師一、三月薬師寺最勝会講師同請レ之。経二此三会講師一者、依レ次任二僧綱一。他皆効レ此。」とある。
16 旧版大師全集・別巻・一心戒文・通頁197～198、日蔵本・天顕疏二・一心戒文・通頁754下段～854頁・上段。
17 「南都仏教」第二六号及び近く刊行予定の、天台学会編『伝教大師研究』中の拙考を参照。